

生活支援

給付金・助成など

|   |   |                                 |                              |  |   |  |
|---|---|---------------------------------|------------------------------|--|---|--|
| 全ての市民の皆さん   | ▶ | 特例定額給付金                         | 1人当たり<br>10万円                | ▶申請方法 ①オンライン申請（マイナンバーカードが必要）②郵送申請→柏原市に住民登録されている全世帯へ申請書を郵送します。申請書が届いたら、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送してください。 | ▶ | 柏原市特別定額給付金<br>コールセンター<br>☎ 0120-138-532<br>(平日9時～17時)                            |
| 子育て世帯（児童手当受給者）  | ▶ | 子育て世帯への臨時特別給付金                  | 児童1人当たり<br>1万円               | 子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します（原則、申請不要）<br>※特例給付の受給者は対象外  | ▶ | こども政策課家庭係<br>☎ 972-1563  |
| 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で給与等の支払いを受けており、新型コロナウイルスに感染・感染疑いのため、無給・減給になった方 | ▶ | 傷病手当金（国民健康保険）<br>傷病手当金（後期高齢者医療） | 平均日額給与×2/3×支給対象となる日数で算出される金額 | 支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話等でお問い合わせください。   | ▶ | 【国民健康保険】<br>保険年金課保険業務係<br>☎ 972-1505<br>【後期高齢者医療】<br>保険年金課後期高齢者医療係<br>☎ 972-1580 |
| 離職などによる大幅な減収で、住宅を失った、または失うおそれがある市内在住の方                            | ▶ | 住居確保給付金                         | 家賃相当額を支給（世帯人数により上限あり）        | ▶支給額 家賃相当額（共益費・管理費などは除く）【給付金は市から直接家主等に振り込み】<br>▶支給期間 原則3カ月<br>▶その他 収入や資産、誠実に就職活動を行うなどの要件があります。           | ▶ | 福祉総務課 地域福祉係<br>☎ 972-1507  |

貸付

|                                  |   |                 |                                    |   |   |   |
|----------------------------------|---|-----------------|------------------------------------|---|---|---|
| 収入が減少し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となっている世帯  | ▶ | 特例緊急小口資金        | 10万円以内<br>特別な場合<br>20万円以内          | ▶据置期間 1年以内<br>▶償還期限 2年以内<br>▶貸付利子 無利子（延滞時利子 年3%）<br>▶保証人 不要     | ▶ | 近畿労働金庫 お客さまセンター<br>☎ 0120-191-968<br>柏原市社会福祉協議会<br>☎ 972-6786 予約制<br>平日9時～17時 |
| 収入が減少し、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 | ▶ | 特例総合支援資金（生活支援費） | 単身世帯<br>月15万円以内<br>複数世帯<br>月20万円以内 | ▶貸付期間 原則3カ月以内<br>▶償還期限 10年以内<br>▶貸付利子 無利子（延滞時利子 年3%）<br>▶保証人 不要 | ▶ | 柏原市社会福祉協議会<br>☎ 972-6786<br>予約制<br>平日9時～17時                                   |

減額

|               |   |                          |                  |   |   |                                      |
|---------------|---|--------------------------|------------------|---|---|--------------------------------------|
| 市の水道をご利用のお客さま | ▶ | 水道料金の基本料金を減額（7月～10月の検針分） | 水道料金のうち基本料金を全額免除 | ▶内容 水道料金のうち、基本料金を全額免除（従量料金は減額対象となりません）【例：一般家庭、会社・事業所の場合 704円/月（税込）×4カ月＝2,816円（税込）】手続きは、必要ありません。期間中は、基本料金を差し引いた水道料金を請求します。<br>▶支援期間 7月検針分～10月検針分 | ▶ | 上下水道部経営総務課<br>お客様サービス係<br>☎ 972-1605 |
|---------------|---|--------------------------|------------------|---|---|--------------------------------------|

生活支援

減免・免除・猶予

|  |   |
|--|---|
| 【税金】<br>新型コロナウイルスの影響で、納税が難しい方              | ➔ |
| 【国民健康保険料】<br>国民健康保険料の納付が難しい方               | ➔ |
| 【国民年金保険料】<br>新型コロナウイルスの影響で、国民年金保険料の納付が難しい方 | ➔ |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 徴収猶予の特例制度       | <p>▶対象 次の①②のいずれも該当する納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問いません）<br/>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している。<br/>②一時に納付し、または納入を行うことが困難である。</p> <p>▶対象となる税目 令和2年2月1日～3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税（普通徴収・特別徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税</p> <p>▶申請手続き 令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要。</p> |
| 国民健康保険料減免・納付の猶予 | <p>事業などに係る収入に相当の減少があった方で一定の条件に該当する方は、保険料の納付が「減免」または「猶予」される制度があります。詳しくはお問い合わせください。【申請開始時期】6月中旬以降</p>  |
| 国民年金保険料免除申請     | <p>▶対象 ①②のいずれも該当する方①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少②所得が相当程度まで下がった場合</p> <p>▶申請の対象となる期間 令和2年2月分～6月分まで※令和2年7月以降は、改めて申請が必要。※手続きは郵送可。</p>  |
| 国民年金保険料学生納付特例申請 | <p>▶対象 ①②のいずれも該当する学生①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少②所得が相当程度まで下がった場合</p> <p>▶申請の対象となる期間 【令和元年分として】令和2年2月分～3月分まで【令和2年度分として】令和2年4月～令和3年3月分まで。※手続きは郵送可。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| ➔ | 納税課<br>☎ 972-1537                                 |
| ➔ | 保険年金課保険料係<br>☎ 972-1506                           |
| ➔ | 八尾年金事務所<br>☎ 996-7711<br>保険年金課国民年金係<br>☎ 972-1708 |

申請期間延長

|  |   |
|--|---|
| 経済的な理由のために就学する児童・生徒への学用品や給食費などの負担が難しい保護者 | ➔ |
|--|---|

|        |   |
|--------|---|
| 就学援助制度 | <p>学用品費や給食費など</p> <p>児童・生徒の学習が保護者の経済的な理由で妨げられないよう、学用品費や給食費、修学旅行費など（生活保護世帯は修学旅行費のみ）を就学援助します。</p> <p>▶対象 生活保護を受けている方（小学6年生、中学3年生のみ）、およびそれに準ずる程度に困窮している方</p> <p>▶申請期間 4月13日(月)～5月8日(金)までとしていた当初申請期間を、5月29日(金)までに延長します。申請期間を過ぎて申請し、認定となった方は申請月からの認定となります。令和2年度の申請は令和3年2月末まで受付します。</p> |
|--------|---|

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| ➔ | 柏原市教育委員会<br>学務課<br>☎ 972-1697 |
|---|-------------------------------|

▶事業者・個人事業主向けの支援策については、以下のウェブサイトをご確認ください。  
<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2020030400012/> 【問合せ】産業振興課☎ 972-1554

## ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響に関してさまざまな相談窓口があります

|    |       |   |   |  |   |  |
|----|-------|---|---|--|---|--|
| 相談 | 健康    | 感染したかも…と不安な方                              | ⇒ | 【以下の症状がある方は必ず相談】<br>①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある方<br>②妊婦、高齢者、基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤・抗がん剤を使用している方で発熱、咳などの比較的軽い風邪症状がある方<br>③強い症状や解熱剤などを飲み続けている方、①・②以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続いている方 | ⇒ | 新型コロナウイルス受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）<br>☎ 06-7166-9911 FAX 06-6944-7579<br>【土・日、祝日を含め終日相談可能】 |
|    |       | その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせはこちらへ      | ⇒ | 新型コロナウイルス感染症に関する府民向け相談窓口<br>☎ 06-6944-8197 FAX 06-6944-7579 / 9時～18時 土・日、祝日も対応   |   |  |
|    |       | 不安やストレスなど、こころの健康問題について相談したいとき             | ⇒ | ▶ 大阪府こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570-064-556 / 平日9時30分～17時<br>▶ 柏原市健康福祉課 ☎ 973-5516 / 平日9時～17時   |   |  |
|    | 子ども関係 | 保育所（園）・放課後児童会に関することを相談したい方                | ⇒ | 柏原市こども育成課 ☎ 972-1581 / 平日9時～17時  |   |  |
|    |       | 子育てに関するしつけや、子どもの成長や発達に関することで悩んでいる方        | ⇒ | 子ども家庭総合支援拠点 ☎ 943-4811 / 平日9時～17時  |   |  |
|    |       | 臨時休業期間中に、友達との間でいじめなどのトラブルがあった方            | ⇒ | 通学している各小・中学校、または柏原市教育委員会指導課 ☎ 972-1698 / 平日9時～17時<br>いじめ110番 ☎ 0120-79-0110 / 平日9時～16時30分  |   |  |
|    | 生活関係  | 配偶者やパートナーが暴力的になった方                        | ⇒ | 大阪府女性相談センター ☎ 06-6949-6022 / 毎日9時～20時（祝日、年末年始を除く）、夜間・祝日は ☎ 06-6946-7890<br>DV相談プラス ☎ 0120-279-889 / 24時間受付<br>柏原市人権推進課 ☎ 972-1554 / 平日9時～17時   |   |  |
|    |       | 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、詐欺行為を疑うようなメールや電話などがあった方 | ⇒ | 消費者ホットライン 188（局番なし）<br>柏原市消費生活センター ☎ 972-1554 / 月・火・木・金曜日（祝日を除く）10時30分～16時   |   |  |